

片原地区の一部河川敷での バーベキュー等・花火を禁止します

山県市市民環境課

近年、河川利用者によるバーベキュー残さ等の放置による環境の悪化が問題となっていることから、市では本年3月、特定河川流域に居住する市民の良好な生活環境及び豊かな自然環境の保全を図ることを目的に、「山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例」を制定しました。

条例では、河川敷の一定区域を「環境保全区域」に指定し、何人も同区域内でのバーベキュー等、花火を禁止することとしています。

このため、7月15日より、特に問題となっている片原地内の神崎川流域の2か所を「環境保全区域」に指定しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※禁止開始となる日は、現地看板、ホームページ等でお知らせします。

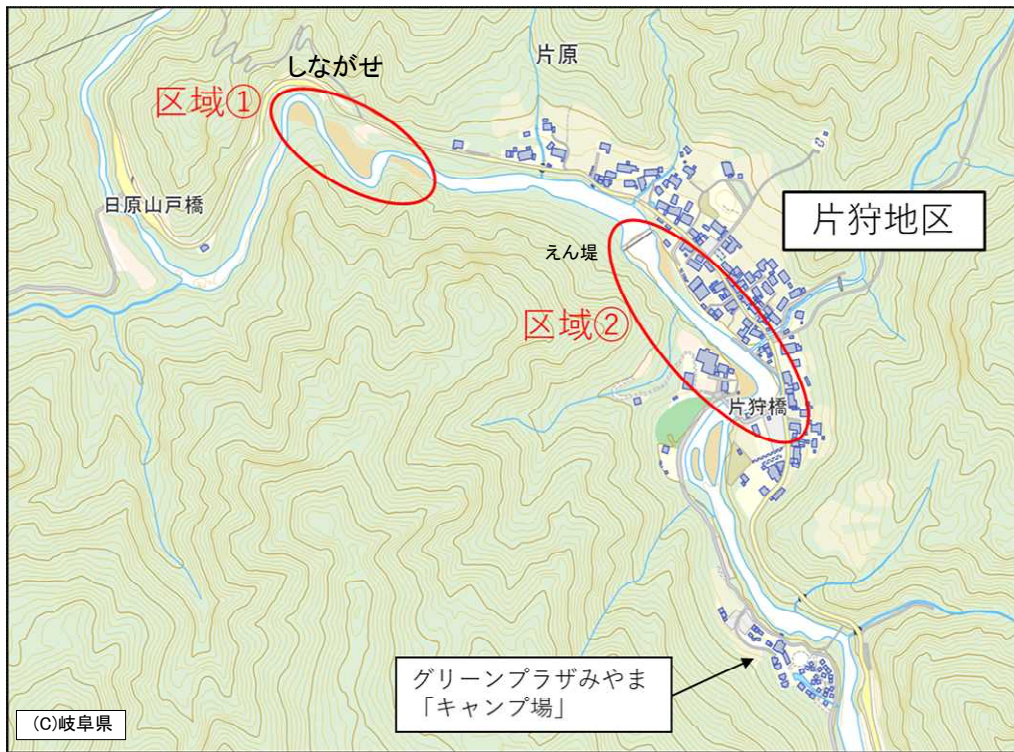
環境保全区域（神崎川）

<区域①>

日原～片狩間の通称「しながせ」付近の河川区域

<区域②>

片狩えん堤から片狩橋までの河川区域



禁止行為

環境保全区域内では次の行為が禁止となります。

①バーベキュー等

バーベキューなど火気を用いて調理する行為

②花火

※禁止行為の中止勧告に従わない者には、2万円以下の過料に処す場合があります。

